

\* 委任状／包括委任状の記載方法

下記の要領に従って記載・捺印をお願い致します。

---

1. 法人(会社)の名前で出願(手続)を行う場合

【居所】: 本社や本店など、登記されている事業所の所在地です。

(工場や支店等の居所ではありません。)

県名から記入してください。(ゴム印でも構いません)

【名称】: 登録されている会社名です。

(株)などの略称で記載することはできません。(ゴム印でも構いません)

【代表者】: 登記されている「代表権のある方のご氏名」です。

肩書きは不要です。(代表取締役、社長、店長等)

また、ゴム印等にご氏名が入っている場合、重ねての記入は不要です。

【印】: 「登録されている印鑑」(代表者印)をご使用下さい。注1)

---

2. 個人の名前で出願(手続)を行う場合

【住所】: 住民登録している住所です。

県名から記入してください。(ゴム印でも構いません)

【名称】: 戸籍上の正式な氏名です。

通称などではありません。(ゴム印でも構いません) 注2)

【印】: 実印・三文判どちらでも構いません。注1)

---

注1) 使用された印鑑は特許庁に登録されます。以前特許庁への手続をされている場合は、同じ印鑑を押してください。

また、以後の手続で印鑑を使用する場合、同じものを用いる必要がありますので、ご使用の印鑑は特許庁提出書類用として保管下さい。

注2) 個人の場合は、会社名・屋号等は記入しないでください。

---

3. ダウンロードに際しての注意事項

書類はWordでご用意しております。文章や文字の削除等にお気をつけ願います。

住所(居所)等の記入方法は、次のいずれでも構いません。

① Word文書に直接タイプ入力

② 手書き

③ ゴム印

\* ① →入力いただいた文書を印刷し、押印してください。

\* ②、③→まず文書を印刷していただき記入、押印してください。

記載方法に不明な点等ございましたら、お問い合わせ下さい。

## \* 包括委任状の記載例

包 括 委 任 状	
平成 年 月 日	
私（私ども）は、 識別番号100101878（弁理士）木下 茂 氏、 を以て代理人として下記事項を委任します。	
記	
<p>1. すべての特許出願、特許権の存続期間の延長登録の出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標（防護標章）登録出願及び商標権（防護標章登録に基づく権利）存続期間更新登録出願に関する手続並びにこれらの出願に関する出願の放棄及び出願の取下げ</p> <p>1. すべての実用新案登録出願又は意匠登録出願から特許出願への変更</p> <p>1. すべての特許出願又は意匠登録出願から実用新案登録出願への変更</p> <p>1. すべての特許出願又は実用新案登録出願から意匠登録出願への変更</p> <p>1. すべての独立の意匠登録出願から類似意匠の意匠登録出願への変更</p> <p>1. すべての類似意匠の意匠登録出願から独立の意匠登録出願への変更</p> <p>1. すべての通常の団体商標の商標登録出願又は防護標章登録出願への変更</p> <p>1. すべての団体商標の商標登録出願から通常の商標登録出願又は防護標章登録出願への変更</p> <p>1. すべての防護標章登録出願から通常の商標登録出願又は団体商標の商標登録出願への変更</p> <p>1. すべての特許出願又は実用新案登録出願に基づく特許法第41条第1項又は実用新案法第8条第1項の規定による優先権の主張及びその取下げ</p> <p>1. すべての特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び防護標章登録に基づく権利並びにこれらの権利に関する手続並びにこれらの権利の放棄並びにこれらの手続に関する請求の取下げ、申請の取下げ及び申立ての取下げ</p> <p>1. すべての特許出願に関する出願公開の請求</p> <p>1. すべての商標権存続期間更新登録の申請及び書換登録の申請</p> <p>1. すべての特許に対する特許異議の申立て並びに実用新案登録及び商標（防護標章）登録に対する登録異議の申立てに関する手続</p> <p>1. すべての特許、特許権の存続期間の延長登録、実用新案登録、意匠登録、商標登録、書換登録、防護標章登録及び商標（防護標章）更新登録に対する無効審判の請求に関する手続</p> <p>1. すべての特許権及び実用新案権に関する訂正の審判の請求及びその取下げ</p> <p>1. すべての商標登録に対する取消しの審判の請求に関する手続</p> <p>1. すべての特許出願、特許権の存続期間の延長登録の出願、意匠登録出願、商標登録出願、防護標章登録出願、商標権（防護標章に基づく権利）存続期間更新登録出願及び書換登録の申請に関する拒絶査定に対する審判の請求及びその取下げ</p> <p>1. すべての特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願及び防護標章登録出願に関する修正の却下に対する審判の請求及びその取下げ</p> <p>1. すべての特許登録、登録実用新案の技術的範囲、すべての登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲、すべての商標権、防護標章登録に基づく権利の効力についての判定の請求</p> <p>1. すべての社人の特許出願及び実用新案登録出願についての出願審査の請求並びに特許法施行規則第13条の2の規定による情報の提供及び同規則第31条の3の規定による事情説明書の提出（平成5年改正前実用新案法施行規則において準用する場合を含む。）</p> <p>1. すべての社人の実用新案登録出願についての実用新案法施行規則第22条の規定による刊行物等の提出</p> <p>1. すべての社人の商標登録出願についての商標法施行規則第1.9条の規定による情報の提供</p> <p>1. すべての社人の特許権、特許権の存続期間の延長登録、実用新案権、意匠権、商標権、書換登録、防護標章登録に基づく権利、商標（防護標章）更新登録に関する無効審判の請求及びその取下げ</p> <p>1. すべての社人の特許、実用新案登録及び商標（防護標章）登録に関する特許異議の申立て又は登録異議の申立て及びこれらの取下げ</p> <p>1. すべての社人の商標権に関する商標登録の取消しの審判の請求及びこれらの取下げ</p> <p>1. すべての社人の実用新案登録出願又は実用新案登録に関する実用新案技術評価の請求</p> <p>1. すべての社人の特許登録、登録実用新案の技術的範囲、すべての社人の登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲、すべての社人の商標権、防護標章登録に基づく権利の効力についての判定の請求</p> <p>1. 上記各項に関する行政不服審査法に基づく諸手段</p> <p>1. 上記手続に関する複代理人の選任及び解任</p>	
住所（居所）	印
氏名（名称）	
代表者	

記載方法に従い記入し、

押印してください

\* 委任状の記載例

**委任状**

平成 年 月 日

私（私ども）は、  
識別番号100101878  
を以て代理人として下記事項を委

手続案件について四法の記入をお願いします  
特許／実用新案登録／意匠登録／商標登録

1. 出願 ) に関する手続

1. 願 一 号に基づく特許法第41条第1項又は実用新案法第8条第1項の規定による優先権主張及びその取下げ

1. 上記出願に基づく特許法第41条第1項又は実用新案法第8条第1項の規定による優先権の主張及びその取下げ

1. 願 一 号に関する出願変更

1. 上記出願に関する出願の変更、出願の放棄及び出願の取下げ

1. 上記出願に関する拒絶査定に対する審判の請求及びその取下げ

1. 上記出願に関する補正の却下の決定に対する審判の請求及びその取下げ

1. 上記出願に係る特許権、実用新案権、意匠権、商標権又は防護標章登録に基づく権利及びこれらに関する権利に関する手続き並びにこれらの権利の放棄

1. 上記出願に関する特許法第64条の2第1項の規定による出願公開の請求

1. 上記出願に係る特許に対する特許異議の申立て又は商標（防護標章）登録に対する登録異議の申立てに関する手続

1. 上記出願に係る特許、特許権の存続期間の延長登録、意匠登録、商標登録、防護標章登録又は商標（防護標章）更新登録に対する無効審判の請求に関する手続

1. 上記出願に係る特許権に関する訂正の審判の請求及び取下げ

1. 上記出願に係る商標登録に対する取消しの審判の請求に関する手続

1. 上記各項の手続に関する請求の取下げ、申請の取下げ又は申立ての取下げ

1. 上記各項に関して行政不服審査法に基づく諸手続をなすこと

1. 上記各項の手続を処理するため、復代理人を選任及び解任すること

住所（居所）  
氏名（名称）  
代表者

印

記載方法に従い記入し、  
押印してください